

## 国立大学法人岡山大学クラウドファンディング実施要項

〔平成30年10月12日〕  
学 長 裁 定

改正 平成31年3月29日

改正 令和4年8月4日

改正 令和5年10月18日

改正 令和6年 4月 8日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の職員が教育研究等のためにクラウドファンディングを活用する場合の取扱いについて、国立大学法人岡山大学寄付金受入規程（平成18年岡大規程第3号。以下「規程」という。）及び国立大学法人岡山大学寄付金等経理事務取扱要項（平成18年1月13日学長裁定。以下「経理事務取扱要項」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 クラウドファンディング 特定のプロジェクトを実施するため、インターネットを通じて事業内容を公表し、受入目標金額を設定した上で、賛同する不特定多数の者から寄付金を受け入れる資金調達をいう。
- 二 実施責任者 本学の職員で、クラウドファンディングを実施する事業に責任を負う者をいう。
- 三 運営事業者 本学が選定したクラウドファンディングを運営する事業者をいう。

(実施条件)

第3条 クラウドファンディングを実施する事業は、次の各号に定める条件を全て満たす事業とする。

- 一 規程第2条に規定する寄付目的に該当するものであること。
- 二 規程第4条に規定する寄付受入れの制限に該当しないものであること。
- 三 公序良俗に反する等本学の業務遂行上支障があるものでないこと。

(事前協議)

第4条 クラウドファンディングの実施を希望する者は、学長又は規程第5条第2項の規定により学長から受入れの決定を委任された職員（以下「学長等」という。）に申請する前にあらかじめ運営事業者と協議し、運営事業者の内諾を得ておかなければならない。

(申請)

第5条 実施責任者は、前条の内諾が得られた場合、別紙「クラウドファンディング新規申請書」を作成し、募集を開始しようとする日の1か月前までに、学長等に申請しなければ

ならない。

(承認)

第6条 学長等は、前条の申請について、第3条の条件を満たすものであると認めるときは、実施を承認するものとする。

(実施)

第7条 前条の承認を受けた実施責任者は、運営事業者と調整の上、クラウドファンディングを実施しなければならない。

(変更申請)

第8条 承認を受けたクラウドファンディングの事業名及び事業内容を変更しようとする場合、実施責任者は別紙「クラウドファンディング変更申請書」を作成し、募集を開始しようとする日の1か月前までに、学長等に変更申請を行わなければならない。

(寄付金の受入れ等)

第9条 寄付金は、あらかじめ設定した目標金額に達した場合のみ受け入れるものとする。

2 寄付金は、運営事業者から、本学の口座へ振り込ませるものとする。

3 運営事業者へ支払う手数料は、前項の振り込みの際、寄付金と相殺して支払うものとする。

4 運営事業者から提出される寄付者の一覧表をもって、規程第5条第1項に規定する寄付金申込書とみなす。

5 第6条に規定する承認をもって、規程第5条第1項に規定する受入れの決定があったものとみなす。

6 経理事務取扱要項第4条第2項に規定する振込依頼書は作成しない。

(返礼)

第10条 クラウドファンディングの実施に当たり、返礼を約した場合、実施責任者は、寄付金を受け入れたときは、寄付者に返礼をしなければならない。ただし、返礼については寄付金額の概ね3割以下の価値のものとし、金銭又は金銭類似性の高いものによる返礼や社会通念上適切でない返礼は行ってはならない。

(事業の遂行)

第11条 実施責任者は、寄付金を受け入れたときは、事業を誠実に遂行し、事業の進捗状況及び結果を公表しなければならない。

(事務)

第12条 クラウドファンディングによる寄付金の受入れに係る事務は、実施責任者の所属する部局の事務部の協力を得て、津島地区は研究・イノベーション共創管理総括部、鹿田地区は病院研究推進課、倉敷地区は資源植物科学研究所事務部、三朝地区は惑星物質研究所事務部において行い、事務の総括は、研究・イノベーション共創管理総括部及び財務部において行う。

附 則

- 1 この要項は、平成30年10月12日から施行する。
- 2 この要項に基づき実施するクラウドファンディングの目標金額については、当分の間、200万円以下とし、オーバーヘッドは徴収しないものとする。
- 3 この要項は、施行日より1年を経た後に、必要に応じ見直すものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年10月18日から施行する。
- 2 この要項の施行日以降の日に実施するクラウドファンディングの目標金額については、上限を設けないものとする。
- 3 この要項に基づき実施するクラウドファンディングについては、当分の間、オーバーヘッドは徴収しないものとする。

附 則

この要項は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 紙

クラウドファンディング新規・変更申請書

年 月 日

学長（又は部局長） 殿

実施責任者  
部局名  
職名・氏名

下記のとおり、クラウドファンディングの実施を 新規・変更 申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 変更 (承認番号: _____)	
事業名		
事業内容 (200字以内)		
運営事業者		
プラン (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> プラン設定なし <input type="checkbox"/> プラン設定あり (以下にプラン名を記入) プラン名 ( _____ )	
募集期間	_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日	
事業完了予定日	_____年 _____月 _____日	
目標金額	_____円	
経費内訳	事 項	金 額
	物品費:	_____円
	旅 費:	_____円
	謝 金:	_____円
	その他:	_____円
	返礼品:	_____円
	運営事業者手数料 ( _____ %)	_____円
連絡先	メールアドレス: _____ 電話番号: _____	
予算登録の ためのコード	所管コード	_____
	プロジェクトコード	_____

.....(以下は記入しないでください).....

承認欄	承認番号	_____	承認日	_____
	上記申請について承認します。  岡山大学長（又は部局長）			

### 【作成上の注意】

1. 「申請区分」は該当する区分のチェックボックス (□) にチェックをすること。また、変更申請の場合は、承認を受けた承認番号を記入すること。
2. 「募集期間」は、運営事業者が開設しているウェブサイト寄付を募集する期間を記入すること。
3. 「運営事業者」は、クラウドファンディングを運営する会社名を記入すること。
4. 「プラン」は、運営事業者によって設定の有無が異なるため、設定するプランがある場合は運営事業者が設定するプラン名を記入すること。
5. 「事業完了予定日」は、クラウドファンディングにより寄付を受け実施する事業の完了予定年月日を記入すること。
6. 経費内訳の事項欄には、具体的な用途を「物品費」、「旅費」、「謝金」、「その他」、「返礼品」、「運営事業者手数料」に分けて記載すること。
7. 経費内訳に記載した金額の合計額は、目標金額と一致させること。
8. 申請書は承認欄を含め、A4用紙1枚に収めること。
9. 「連絡先」は、運営事業者との連絡を行うためのメールアドレス及び電話番号を記載すること。
10. 「予算登録のためのコード」は、クラウドファンディングにより寄付を受け入れる際の「所管コード」、「プロジェクトコード」を記入すること。新規プロジェクトを希望する場合は、「新規」と記入すること。